

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和6年度第10回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和7年2月26日(水) 午前9時30分～午前12時15分
場所	芦屋市役所東館3階中会議室
出席者	委員 岡 絵理子、佐久間 康富、西野 雄一郎、松尾 薫 届出者 申請者等 事務局 谷崎課長、岡本課長補佐、桑原係員、脇係員、村上係員
事務局	まちづくり課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について
 - ア 共同住宅(翠ヶ丘町143-2番、145番)
 - イ 共同住宅(茶屋之町23-15番の一部)
 - ウ 商業・公益・共同住宅(業平町他)
 - (2) その他
- 3 閉会

○提出資料

大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

○審議内容

- ア 共同住宅(翠ヶ丘町143-2番、145番)
令和7年2月14日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。
- * 計画地周辺の風景を適切に把握し、計画が地域に与える影響を十分に考慮したうえで、土地利用を大きく変える場合には、これまでまちなみを特徴づけてきた通り際の庭木や石積みのイメージを継承する地域特有のまちなみの持続が求められる。
 - * 敷地が東西に長く、南および北の計画立面が長大になるおそれがあるため、建物の配置や立面のデザインに配慮し、分節、分棟等の工夫を行うことにより、道路に対する圧迫感が過大とならないようにすること。
 - * 建築物の色彩は芦屋の景観色を念頭に、周辺地域に多く用いられている色彩、材料をできるだけ採用し、周辺景観と調和したものとすること。
 - * 南東角は最も視認性が高く、かつ高低差が大きくなることから、特に街角を意識した建物配置及び壁面デザインとすること。また、住宅地という特性に対応した開口の計画とし、立面構成のバランスに配慮すること。

- * 道路に面した外構計画については、既存の植栽や外構の継承を意識し、地域における良好な通り景観を演出できるよう、建築物の配置及び植栽、アプローチ部分を構成する擁壁等、全体の構成やバランスについて慎重に検討すること。
- * 高低差を有する敷地であるため、道路側への圧迫感を増大させないように、擁壁のデザインを検討するとともに、植栽計画の工夫等により擁壁及び建築物の配置、規模について配慮すること。
- * 緑豊かな空間と感じられるよう適切な樹種とその配置、維持管理について検討した植栽計画とすること。
- * 建築物に附属する駐車場、駐輪場、設備等はできるだけ道路から見えないよう工夫すること。

イ 共同住宅（茶屋之町23-15番の一部）

令和7年2月14日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 建築物、工作物、植栽、設備等の諸要素は周辺のまちなみと調和するように再度検討を行うこと。

ウ 商業・公益・共同住宅（業平町他）

令和7年2月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 建築物、工作物、植栽、設備等の諸要素は周辺のまちなみと調和するように再度検討を行うこと。